

令和8年9月28日
総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第211号の概要

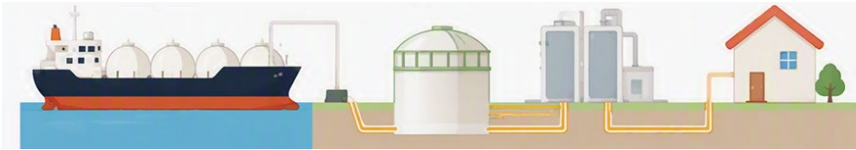
（ガス事業生産動態統計調査の変更）

1. ガス事業の概要

ガス事業の概要

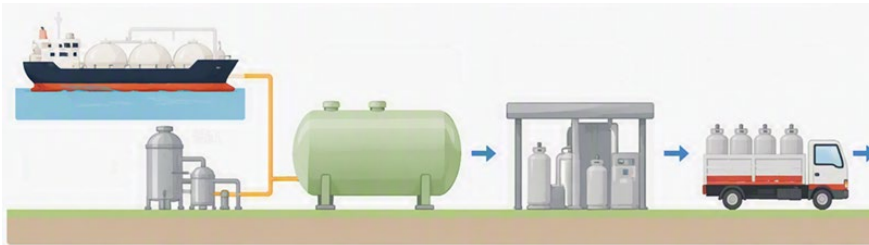
ガスを供給する事業には、主にガス事業法（昭和29年法律第51号）の対象となる①及び②の事業と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）の対象となるLPガス販売事業がある。

液化天然ガス（LNG）



- ① 原料は主に液化天然ガス（LNG）
- ・ ガス小売事業者が原料を調達（主に輸入）
 - ・ ガス製造事業者がガスを製造
 - ・ ガス導管事業者がガス導管を通じてガスを輸送
 - ・ ガス小売事業者がガスを供給

液化石油ガス（LPG）



<特定ガス発生設備>
液化したLPガスを気化
させて、各家庭に供給

- ② 原料は主に液化石油ガス（LPG）
ガス小売事業者が特定ガス発生設備において
ガスを発生させ、小規模かつ地域限定的な需要
（70戸以上）にガス導管を通じて供給



- ③ LPガス（プロパンガス）
原料は主に液化石油ガス（LPG）ボンベを屋
外に設置して使用



ガス
事業法

液石法

2. 調査の概要（現行計画）①

調査の目的

ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の対象

調査対象

ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。）

調査票様式	調査対象
様式1-1、1-2	ガス小売事業者 （P2①（液化天然ガス(LNG)）の事業を行う小売事業者）
	ガス導管事業者
様式2	ガス小売事業者 （P2②（液化石油ガス（LPG））の事業を行う小売事業者）

2. 調査の概要（現行計画）②／主な利活用

調査事項等

主な調査事項

- 様式1-1（数量）、様式1-2（金額）
原料、ガス生産量及び購入量内訳、調定数^{（注）}等
- 様式2
供給地点群、原料等

（注）「調定」とは、ガス料金の請求書の発行枚数を意味している。

報告者数

約1,600事業所（全数調査）

調査系統

経済産業省— 経済産業局 — 報告者
（郵送又はオンライン）

周期等

- 数量に係る事項：毎月
（様式1-1及び様式2）
- 金額に係る事項：四半期
（様式1-2）

公表期日

- 月次調査（数量）
調査票提出月の翌月下旬
- 四半期調査（金額）
6月、9月、12月、3月の翌月下旬

主な利活用

- エネルギー政策の基礎資料
- 鉱工業指数（I I P）の基礎データ
- 四半期別GDP速報及び国民経済計算年次推計の基礎データ
- 産業連関表作成の基礎データ

3. 主な変更内容（調査項目の追加）

変更内容

次世代エネルギー（「合成メタン^(注1)」、「バイオガス^(注2)」及び「水素」）を調査項目に追加

（注1）「合成メタン」とは、CO₂と水素を原料として合成されたメタンのこと。都市ガスの主原料は天然ガス（主成分はメタン）であるが、現在、ガスの脱炭素化を目指し、天然ガス由来のメタンを合成メタンに置き換える取組が進められている。

（注2）バイオガスとは、微生物の力（メタン発酵）を使ってえさ（生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜ふん尿など）から発生するガスのこと

変更の理由

エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づき策定した「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、次世代エネルギー（「合成メタン」、「バイオガス」及び「水素」）について、幅広い分野での活用促進を進めており、安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが必要

様式1-1<月次>「I 原料」の項目に、「液化合成メタン」、「合成メタン」、「液化バイオガス」、「バイオガス」、「液化水素」及び「水素」を追加

I 原料			液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化合成メタン (トン)	合成メタン (立方メートル)	液化バイオガス (トン)	バイオガス (立方メートル)	液化水素 (トン)	水素 (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別：) (単位：)
受	海 外	購 入 量										
入	国 内	購 入 量										
自	家	生 産 量										
消	ガ ス	化 用										
費	加 熱	用										
費	そ の 他	用										
液	ガ ス 事 業 者 向 け											
売	そ の 他											
月	末	在 庫										

追加

様式 1 - 1 <月次> 「Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳」の項目に、「気化後液化合成メタン」、「合成メタン」、「気化後液化バイオガス」、「バイオガス」、「気化後液化水素」及び「水素」を追加

Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳				(単位: 1, 000メガジュール)
	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入	
気化後液化天然ガス				
天 然 ガ ス				
気化後液化合成メタン				
合 成 メ タ ン				
気化後液化バイオガス		追加		
バ イ オ ガ ス				
気化後液化水素				
水 素				
気化後液化石油ガス				
そ の 他 石 油 系 ガ ス				
そ の 他 ガ ス				

様式 1 - 2 <四半期> 「Ⅷ 原料」の項目に、「液化合成メタン」、「液化バイオガス」及び「液化水素」を追加

Ⅷ 原料						
				液化天然ガス	液化合成メタン	液化バイオガス
					液化水素	液化石油ガス
					その他 (種別:)	
受 海 外 金 額					追加	
入 国 内 金 額						

4. 前回答申（平成28年11月）時の「今後の課題」への対応状況

課題

調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年1回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討すること

課題の背景（部会における議論）

● 第63回産業統計部会（平成28年10月24日）

- ・この統計調査におきましては、（旧簡易ガス事業^{（注）}については）販売量や調定数を都道府県ごとに年に一回やっているわけですが、これを都道府県ごとに毎月調査するとなりますと、基幹統計として報告義務もかかりますし、毎月10日までの提出が求められることになりまして、報告者の負担が大きくなるのではないかと考えております。また、1つの県で1社しか存在しない場合などは、販売量や調定数の月ごとの変化が明らかになることについて懸念する事業者も出てくる可能性があるかと思っております。年ごとの変化であればまだしも、月ごとの変化がつまびらかになることについて懸念する事業者もいるかもしれないということかと思います（調査実施者）。

→月次で、直ちに対応することが難しいのは、よく理解できることだと思います。そういう意味では、今回の地域別、ブロック別として把握されるというのは、現時点で、やむを得ないという整理でよいのではないかと、私は、今、議論しながら感じたところです。ただ、今後の自由化を考えていきますと、やはり、都道府県別のデータは必要性があると御理解いただいている方が多いのではないかと思います。そこで、年1回の調査事項として追加することは、都道府県別についても、やはり今後、引き続き検討していただく必要があるのではないかと思います（部会長）。

（注）調査票様式2の対象となる事業者

対応状況

経済産業省が実施した自己点検・評価において、業界団体を通じて確認を行ったところ、各事業者とも使用場所の住所などのデータは保持しているが、都道府県別に管理していないため、報告者負担を考えると、調査事項として追加することは難しい状況。